

## 第 22 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 12 月 8 日 (金) 午後 3 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵  
5 番 濱口佳史、7 番 橋田美和、9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志  
12 番 福留康弘  
  
**【推進委員】**  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作  
5 番 小橋誠一、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】** 6 番 金子俊博、8 番 伊芸精一、11 番 酒井幸男  
13 番 ハジィフ泉  
  
**【推進委員】** 6 番 尾崎澄夫
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（3 件）  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（1 件）  
議案第 3 号 非農地証明願について（3 件）  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 はい。今年最後の定例会を始めたいと思います。  
今日の欠席者でございますが、2名おりまして、〇〇さんと〇〇くんが欠席となっておりますが、会のほうは成立しております。議事録署名人は〇〇くんと〇〇さんをお願いします。それでは早速議事に入りたいと思います。  
そうしましたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請3件でございます。事務局のほうから説明おねがいします。

事務局 ページあけていただきまして、一覧表のほう、お願いいたします。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。  
番号1番で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇ん、申請地としましては、2筆です。1筆目が〇〇で田で、393㎡です。もう1筆が、〇〇、地目が田、面積が254㎡です。  
こちらの3条申請につきましては、所有権移転後、許可あり次第、売買が行われる予定となっております。  
現地の写真等につきましては、3ページからをご覧ください。  
3ページが、航空写真と位置図となっております。今日の下のほうの丸の所が〇〇の反対側の、田んぼになります。  
その下の4ページが拡大の航空写真となっております。  
〇〇と、〇〇の2筆がくっついた形であります。  
5ページが、公図となっております。  
6ページの現況写真になっておりますが、ちょっと、草が多かったために境界のほうが見えにくくなっておりますが、その辺りの境界手前に向けて敷地になっております。  
7ページのほうが調査書になっております。  
1号から6号まで、該当はありませんが、全部効率の部分につきましては、譲受人は、農業をされている方であって、今後も営農する状況等からみて、耕作の事業に拡張すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
作業される方は、御本人と雇用2人として、やられる予定となっております。  
所有機械としましては耕運機とコンバインとなっております。  
下のほうの4号のほうで農作業の常時従事につきましては、農作業につきましては〇〇と〇〇に2人で、農作業年間160日の従事日数の予定となっております。  
下の6号の地域の調和につきましては、所有権、許可移転後につきましても、現況と同じ野菜を栽培していく予定としているということで、同じであるので周辺の農地へは、影響はないものと思われまます。  
事務局のほうから以上です。

〇〇委員 5ページで見ていただいたら、〇〇と〇〇、これ二筆になっておりますが、実際は1筆で

す。

問題は、裏のほう、〇〇、〇〇、これが、現在はありません。

〇〇に、吸収されて、一つになってます。

これを出てきてないんやけど、どないなる、こんな場合は。

委員会で許可をおろした場合が、公図ではなくて、現状でいくの。

事務局 とにかくこの番地、この2筆を許可することになる。

〇〇委員 見た感じは、裏の三角が全然ないのよ。

だから私が10年ぐらい耕作したのよ。

したときに、隣の〇〇さんに言われたんですよ。まだほかにも払いに行かなあかんとこある笑いながらずっと言われたのよ。私は知らん顔しとったけど、この公図なあらねえ。

事務局 間にはあることになってます。

〇〇委員 この公図では、ありますけど、実際はないね。

土地はあるけど、一つになってしもうとるから、境界もなにも見えない、何もないと言えない。

議長 これは今の道路になっちょうがやろうかね、田んぼの間にたっちょうところは法面になっちょうが。

〇〇委員 法面の下から、今回出てきておる、それとの間に境がないといかん。

議長 別の人やったらね、境がないといかなあね。

〇〇委員 別の人やけん、冗談まじりに、おまえかじし持っていったかや。いうて、てがわれよったがよ。

議長 結局その、その辺りのとこが一緒になっちゃうんですよね。

もう全然わからんけど、法務局いたら、登記上はなけらなかなあね。

〇〇委員 そうそう。ほやけど、仮に今回、この二つを許可出した場合に、実際は境界もなにもなしに一つになっとるんやから、どないなるんかなと。

議長 そこらあたりは法務局の図面見たらわからせんろかね。

多分人の名義やったら、当然、残っちゃうと違うかもしれんけど。

〇〇委員 持ち主にも〇〇まで、ようあるいていかんけんよ私らも。

事務局 実際に登記上のほかの人の土地がある場合には、法務局に聞いたら、あるわけだと思いますので、そこは登記出来んがやろうか。

〇〇委員 この登記は出来んけど、許可をくれと売買の。きちょうやけん出てきて。この場合人の登記できんいう土地でも。

議長 いやそれはできんろ。  
許可するのはこの二つの地番で、ここにでてきちょうがは、法務局いったら多分残っちゃうはずじゃ。ここは登記出来んと思うで。実際いっしょになっちゃっても。

〇〇委員 登記はできんけど、そこも自分の土地じゃもんで、勘違いして、することあらね。境がなく登記が出来なかつたら、当然法務局にいかないかんけども。

〇〇委員 いや、登記は、でてきているやつはできら。  
それはできることはわかっちゃうんやけど、実際この裏のこの三角のこの小さいとこ。この土地が、境でもあつて残っちゃうやったら、そこは出来んけん、残さないかんけど、実際、一つになっておるんやけん。  
これがね、どうなるろうかと思うて。  
農業委員会におまえら勝手につくられんいうて言うてこんろがね。  
これ〇〇さんは、これ残っちゃうとわかって、買いようもんかそこらわからんけど。

議長 図面上はこれ残っちゃらね。多分、法にとらえた部分が。

〇〇委員 多分これするいうたら、司法書士か、どっか頼むと思うおけん。

事務局 今回は、代理申請で〇〇さんのほうからでてきています。

〇〇委員 この2筆に対していうのは許可しますけど、この間にこういう土地がありますよいうことを、事務局のほうから確認してもらったら。

議長 現状は一筆の一つなっちゃうけん、わかっちゃうがやろうかということを確認せんと。

〇〇委員 図面のとおりだしてきて、〇〇と〇〇さんの話し合いになったら、こんな資料もあるとい  
って話もできると思う。自分たちが審議しているのは、あくまでも赤い線のところながや  
けん。

〇〇委員 今回は保留にしておいてはどうか。〇〇さんにわかっているか確認したらどうか。

〇〇委員 許可はしちよって、後で確認したらどうか。〇〇さんなりに法務局ではこうなっています  
よと伝えちよったらいいのではないか。

議長 あくまでもここは、農業委員会としては許可していませんよとは、申請地は線で囲ってい  
るのでいうことはできらあね。

〇〇委員 〇〇さんが残っているのはわかっているのであれば、かまんですが、現状で一切れになっ  
ているのを買ってどうなるかなど。

議長 ここは公図で残してきちようけん、登記はできん。

〇〇委員 登記はできんけど、実際は同じ作りよう田んぼやけん。

議長 登記するには分けないといけない。そうでないと自分のものにはならない。  
公図には、ここに一筆のこっているという証拠がある。実際には作りよつても、農業委員  
会としては青いところだけの許可であると説明はできる。

〇〇委員 なお、担当書士には、ここに土地がほかにあることは伝えておいたほうがいい。

事務局 伝えておくようにします。

議長 なければ、承認を受けたいと思います。  
それでは、3条許可申請の1番につきまして、承認をされます方、挙手願います。  
はい、挙手多数です。  
1番につきましては、承認をされました。  
3条許可申請の2番、事務局のほうから説明おねがいします。

事務局 3条許可申請の2番です。  
譲渡人が、〇〇の〇〇さんで、譲受人が〇〇の〇〇さんです。  
申請地のほうは6筆です。〇〇で、〇〇で、田で471㎡、もう一つ目が、〇〇で、田んぼ

で 174 m<sup>2</sup>、三つ目が、〇〇で、田で 85 m<sup>2</sup>、〇〇で、田で 1257 m<sup>2</sup>、5つ目が、〇〇で 79 m<sup>2</sup>、6つ目がゴミの〇〇で、田で 318 m<sup>2</sup>となっております。

所有権移転につきましては、許可があり次第〇〇という形で、土地のほうを予定されているということで、8 ページからが、写真等になっております。

大きく三つに分かれております。

航空写真になっております。

9 ページ目がそれぞれ拡大したものになります。

9 のページ、10 ページが、11 ページが、それぞれの航空写真で三つのエリアの拡大版となっております。それから 12 ページ、13 ページ、14 ページが公図になっております。

それから 15 ページ、16 ページ、17 ページが、現況写真となっております。

それから、18 ページの調査書につきまして、1 号から 6 号まで、すべて該当はありません。

全部効率の農作業につきましては、ご本人さんが従事する予定となっております。

耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。4 号の従事日数としては 150 日を見込まれております。

こちら 6 号の地域調和につきましては、所有権移転後も、周辺農地と同じ水稲及び果樹を耕作する予定となっており、周辺農地への影響は無いものと思われま

す。今回の譲渡人、〇〇さんにつきましては、過去〇〇であった〇〇の〇〇さんから、相続登記された農地となっております。

その〇〇の〇〇さんは、行方不明という形で、失踪宣告で死亡とみなされた状況になっており、〇〇さんに相続がされている状況、死亡相続になっております。

その〇〇さんにつきましては現在、〇〇のほうに住まれておられて、これから先も夫の故郷である〇〇のほうに住むことは考えていないということで、今回もともと〇〇の、〇〇の農地である、これら土地を〇〇で暮らされている〇〇の〇〇である〇〇さんに渡すことができるとい

うことで、今回の申請があげられてきているということです。なかなか高齢、〇〇歳という高齢ではありますが、農業もされているというところ

で、審議のほうをお願いしたいと思います。

事務局のほうからは以上です。

〇〇委員 〇〇が基盤整備事業が入ってきている。その関係で〇〇さんではできないので、〇〇さんにいうながれになっている。

〇〇委員 8 ページの地図をおねがいします。1 番の丸のところ、〇〇というところですが、ここは〇〇が借り受けて柚子を 250 本ほど植えています。その写真が 10 ページところからあります。ここへ 250 本ぐらい植えています。そういう田んぼと田んぼの間であったところへ、それ

で収穫できるように、もう何年前になってます。

それで今度〇〇が圃場整備をするということで、区長さんにいいように、田んぼに戻しても構わんし、いろんな方法で集落がいいと思う方法でやってくれって言うたら、県のほうからも、せっかくなので柚子は残しましょうと。

それでここはせつかずに、道がないですので、全体の道を入れてくれと。

それで道をいれてくれるように、道を通るところの測量をしてくれてますので、柚子もこれから残りますし、〇〇全体の集落の圃場整備もできますので、個人がつくれなくても外からも人がはいつてきますので、しばらくは耕作放棄地にはならないと思います。

議長

はい。今、〇〇さんのほうからも詳しい説明がありました。

この件につきまして質疑、質問ありませんかね。

はい、わかりました。ほかに何かありませんかね。

ほとんど基盤整備のために名義変更ということでございますが。

はい、なければ、3条許可申請の2番になります。承認を受けたいと思います。

承認されます方挙手願います。はい、挙手全員です。

2番につきましては、承認されました。続きまして、3条許可申請の3番。事務局のほうから説明をおねがいたします。

事務局

1ページの方をお願いします。議案第1号の3番で、譲渡人が、〇〇の〇〇さんで、譲受人が、〇〇の〇〇さんです。申請地につきましては、〇〇の〇〇で、地目は畑で918㎡となっております。

申請につきましては、所有権移転で、〇〇となっております許可あり次第行われる予定となっております。

資料は19ページからとなっております。

19ページが、航空写真となっております。

近くに、〇〇と〇〇の〇〇がある辺りから入っていったところに、ある畑です。20ページが、公図となっております。

それから、21ページ拡大写真、22ページが現況の写真となっております。

この黒いシートをかけているところが、その申請部分になると思います。

調査書のほうが23ページとなっております。

1号から6号まで、該当はありません。1号の効率利用につきましては、譲受人は現状、農業をされている方で、今回、黒潮町のほうに5分ぐらいの距離のところの家から通う形で、農業をされる予定です。

1人の方を、雇われて、農業をされる予定となっております、効率的に利用できるものと見込まれます。

農業機械としましては、草刈り機と耕運機、運搬車と、消毒器となっております。4号の

常時従事につきましては、譲受人本人と雇用の1人の方で、農作業を行う事になり、年間150日の農作業の従事日数となっております。

6号の地域調和につきましては、所有権移転後も現況と同じ、サツマイモの栽培をする予定となっているため、周辺農地への影響はないものと思われます。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。担当委員さんから補足説明を。はい、〇〇さん。

〇〇委員 22ページをみてもらったら、防草シートを一面に張っている。〇〇さんが張ったということですが、年も82くらいですが、そんなものを張る体力もあるみたいで。従業員を雇うてから、これサツマイモとかいていますが、ラッキョウを作るのではないかなと、〇〇さんには直接会えませんでした。

議長 はい、今〇〇さんのほうから説明がありました。ラッキョウをつくるということですが。

事務局 今回はサツマイモと聞いています。畑から5分の距離の自宅です。

議長 〇〇いうたらどのへん。〇〇ですか。

〇〇委員 〇〇の前になります。

議長 なにかこの件につきまして、質疑ありませんかね。  
作るということですので問題ないと思いますけれども、はい。  
それでは、3条の3番につきまして、承認をされますかた挙手ねがいます。挙手全員です。3番につきましても承認をされました。

議長 議案第2号、農地法第5条、専用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請について1件でしております。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、2ページの、議案第2号農地法5条の規定による許可申請1件です。  
番号1番で、譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さんとなっております。  
申請地は〇〇、地目は田で460㎡のうち46㎡となっております。  
今回の申請地につきましては宅地への進入路としての申請ということで、24ページから30ページをお願いいたします。  
ちょうど24ページ、航空写真で役場の前のところになります。  
道路挟んで反対側になります。



25 ページが位置図となっております。図には全部に斜線が入っておりますが、前の進入路の部分だけが、今回の申請地となっております。

下の 26 ページが拡大写真で、赤い線で囲ってある部分が今回の申請地になります。

その奥に住宅が建てられる予定となっております。

27 ページが公図。28 ページは、今回、進入路ですけども、平面図をつけております。

29 ページが測量図等になります。

住宅との位置関係が、このような形で、手前の敷地のなかの一定部分を、進入路としてつかう予定となっております。

36 ページが現況写真です。

役場の上から撮っています。事務局のほうからは以上です。

議長 はい。今事務局のほうから説明がありました。担当委員さんのほうから補足説明ありましたらおねがいします。はい〇〇委員。

〇〇委員 2 ページのところ、申請地の地番のところですけど、田と書いてますが、次のところ見てもらったらですよ。26 ページはね、今度は畑 46 m<sup>2</sup>と書いております。

事務局 ごめんなさい、畑ですね。

〇〇委員 それで、こうやって申請でてますけども、元々、雑種地というかね、全然畑で作れるようなところではないんですけど、地目はそういうふうになってるけど、そこを道にするということ。それから、26 ページの図面見ると、赤い線で囲んだら、左側が町のものか、国のものかわかりませんが、道みたいなどころがあるんで、かなりこれ、赤線のところを道にすれば、全体的にはかなり広がって、奥に家を建てるということですので、出入りがスムーズにできるようになるということでございます。

もともとは、畑で作れるようなところではありませんでした。

以上です。

議長 はい。  
今〇〇さんのほうから説明がありました。  
もうほとんどの農地ではないと。  
見る限り雑種地のようなどころです。何かこの件につきまして質疑、質問ありませんか。  
これ、家建てるところは。

事務局 農地ではないです。建築許可がおりています。

〇〇委員 進入路は、誰が所有者。

〇〇委員 土地は〇〇です。〇〇に〇〇というながれです。

議長 〇〇ですね。  
特に問題ないと思うんですけど。はい、ないようでしたら、5条許可申請も、承認を受けたいと思います。挙手多数です。  
5条申請1番につきましては承認されました。

議長 議案第3号、非農地証明が3件出ておりますが、1番のほうからお願いします。

事務局 はい。  
2ページに戻っていただきまして議案第3号 非農地証明願3件です、番号1番、願出人が〇〇の〇〇さん。  
願出地が〇〇、地目は畑で30㎡となっております。  
こちらの申請の願出理由としましては、平成16年頃から、現状の宅地である隣地の〇〇と一体的に生垣として利用されており、現在に至っているというところです。  
31ページからが、写真等になっております。  
31ページが航空写真になっております。  
検討写真を見ていただいたら分かると思いますけど、このあたり、整備がされておましてその残地という形で上の部分が残ったのではないかというふうなことでいろいろお話をされております。  
32ページは公図。それから33ページが航空写真の拡大図となっております。  
実際、生垣は家の前の道路まで伸びているんですけども、公図と残ってる部分からするとこのような形となります。34ページが現況写真となっております。  
位置としてはこのあたりのものとなると思われまして。  
事務局のほうからは以上となります。  
はい。〇〇さん。

〇〇委員 ここの田んぼから約80から90くらいの擁壁がありまして、それから5、60センチ上にもう一つ、石垣があります。農地として利用は出来ません。  
あと願出人の〇〇さんが〇〇となっておりますけれども、この方〇〇から〇〇で〇〇にこられて、自宅みたいなものやね。〇〇にも家がある。

議長 今〇〇さんのほうからも説明がありましたように、ほぼ宅地であると。  
はい、では非農地証明願の1番につきまして承認されます方の挙手願います。

はい、挙手全員です。1番につきましては承認されました。

議長 つづきまして、非農地証明願の2番。事務局から説明をお願いします。

事務局 2ページの議案第3号の第2番です。願出人は〇〇の〇〇さんで、願出地は〇〇の〇〇です。地目は畑で、面積は363㎡となっております。

願出の理由としましては、現状の非農地となった時期は不明だということで、住宅等で挟まれた地域であって、現況写真を見ていただければ分かるように土砂等の搬入で、かさ上げされた土地に重機等での転圧がされてるような状況となっております。

土地としてはかなり硬い土地というような状況になっているところから非農地という申請となっております。

35ページからが、写真等となっております。

35ページが航空写真となっております。

近くに〇〇の〇〇と〇〇の〇〇にあります。

36ページが公図となっております。

37ページ、拡大の写真となっております。

38ページからの現況の状況写真となっております。

境界は明確ではないんですけれども、面積からいうと大体このあたりかというようなところ です。

事務局のほうから説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。担当委員さんのほうから補足説明をおねがいします。

はい、〇〇さん。

〇〇委員 38ページお願いします。何もなかったんですけども、ガチガチで固めて、車が入ってもかまんようになっています。砂利なんかもはいつているため、農地としては使えないと思います。

議長 この件につきまして、質問質疑ありませんか。ここは、〇〇の家のなかやろうか。

〇〇委員 〇〇のところ。

赤い線があるところは、現地にもスプレーで線が書かれていました。

〇〇委員 41ページの航空写真で見たら、ちょっと細い道がまだあるみたいなね。

はい、ありがとうございます。

〇〇委員 ここは後宅地とかそういった計画みたいなものはわからないような状態ですか。

事務局 どのようにするかについてはまだ聞いていません。  
現況は駐車場として使っているのか、本来は使ったらいけないんですけど、車をとまるときのありました。

議長 農地としてはもう機能しないんですね。  
2番について承認されます方、挙手ねがいます。非農地証明願いの2番につきましては、承認されました。  
つづきまして、非農地証明願の3番のほう事務局から説明をお願いします。

事務局 2ページに戻っていただきまして、議案第3号の非農地証明願の3番です。願出人は〇〇の〇〇さんです。願出地は〇〇の〇〇、地目は畑です。  
面積は246㎡となっております。  
理由としましては先ほどとほぼ同じで、現況は住宅等に挟まれた土地であって、土砂等の搬入嵩上げで重機で転圧されているような状況。  
土地としてはかなり硬い状況となって、39ページから写真等になっております。  
40ページが公図で、41ページが航空写真の拡大で、42ページは現況写真となっております。事務局のほうからは、以上です。

議長 はい、先ほどの3条の隣の土地となりますが、何かありますか。

〇〇委員 2ページを見てもらっても分かるように、同じように、砂利が入って、ガチガチに固めています。

議長 先ほどと同じように、畑としては使えないということでございます。  
はい、ありがとうございます。  
畑とかいうような、状態ではないと思います。もともと宅地やったそうですね。  
農地ではないとそういうことでございます。はい。非農地証明願3番ですが、承認されます方の挙手をお願いします。  
はい、挙手全員です。  
非農地証明願の3番につきましても承認されました。  
議案第4号、当日資料になりますが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 そうしましたら1ページの整理表、議案第4号、農用地利用の集積計画について進めてい

ます。

整理ナンバー5の55、貸付人が、〇〇の〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇さんで、期間は令和6年1月9日から令和11年1月8日を予定します。

利用権設定される土地としては、〇〇で、現況田の農用地区域になります。

面積は1630㎡で作物はいちごを予定されております。

貸賃につきましては、〇〇、〇〇でということの〇〇となっております。

下段に移りまして、5の56番で、貸付人が〇〇で、〇〇さんです。

借受人が〇〇で、〇〇さんです。土地としましては3筆。いずれも、期間としましては、令和5年12月8日から令和10年の12月8日までを予定されております。

利用権を設定する土地としましては〇〇、それから〇〇、それから三つ目が、〇〇、いずれも田で農用地区域となっております。

それぞれ面積のほうが、1つ目が、1677㎡、2つ目が1759㎡、3つ目が302㎡となっております。

作物としましては水稻を予定されており、10反当たりの貸賃としましては、〇〇の〇〇ということ

議長 これ10アール当たり、全部じゃないかな。

事務局 これは全部です。これ合わせて、〇〇ということで、貸賃されます。

設定につきましては再設定となっております。

下の5の57番です。

これは〇〇の〇〇さんです。借受人が、〇〇で、設定期間は、いずれも令和5年10月1日から令和15年9月30日を予定されております。

設定の土地は3筆で、〇〇の〇〇、田で、農用地区域の1821㎡です。

2筆目が、〇〇で、田で、農用地区域で1992㎡、三つ目が、〇〇の田で農用地区域で315㎡となっております。

作物は水稻で〇〇という、形態になっております。

設定としましては新規の決定です。

55の58番です。

貸付金が、〇〇、〇〇さんです。

借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定期間としましては、2筆とも令和6年1月9日から令和16年4月8日を予定いただいております。

利用件を設定する土地としましては、〇〇で田で農用地区域で2780㎡、2筆目が、〇〇で田で農用地区域で1000㎡となっております。

作物としましては、ニラとその他ということで、貸賃につきましては2筆合わせて〇〇と

いう形で〇〇ということで再設定となっております。

相対の部分につきましては、ここまで終わります。

次、はい。

2 ページからが中間管理の利用権設定となります。

5 の 59 番が貸付人が〇〇の〇〇さん。

中間管理として公社をはさみ、〇〇への利用権の設定となっております。

設定期間としましては、令和 5 年 12 月 11 日から令和 15 年 12 月 10 日を予定しており、設定する土地としては、〇〇、畑で、農用地区域の 1,000 平米です。

作物としてましてとしては、果樹を予定しており、貸賃としましては 1 から 2 年目は〇〇、3 年目以降は〇〇という形の〇〇となっております。

新規の設定です。

次に 5 の 60 です。

貸付人は〇〇の〇〇さん、設定の期間としましてあるいは令和 5 年 12 月 10 日から令和 15 年 12 月 10 日に、土地は、〇〇の〇〇 畑で、農用地区域、面積が 1592 平米となっております。

作物は果樹を予定されており、貸賃としては、1 から 2 年目は〇〇円、3 年目以降の〇〇となっている〇〇となっております。

5 の 61 と 62 が、〇〇の〇〇さんで、土地は〇〇と、〇〇です。

下の 5 の 63 番で、貸付人が〇〇さんで、〇〇です。5 の 64 が〇〇の〇〇さんで土地は、〇〇となっております。ここまでが、各個人と、公社、をはさみ、利用権設定し、〇〇への利用権設定がされます。

3 ページ目、こちらも同じ公社をはさみ、〇〇への利用権設定です。

5 の 64 番が、〇〇の〇〇さんで、65 番が〇〇、〇〇さん、66 番の〇〇の〇〇さん。

67 番が、〇〇で、〇〇さん

68 番が〇〇、〇〇さん。

69 番が〇〇の〇〇さん、後の 70 番が〇〇の〇〇さんで、こちらの 5 の 64 から 70 番までは、各個人と、農地中間管理機構である高知県農業公社とで、利用権の設定後に〇〇と利用権を設定することになっております。

下にうつり、5 の 71 番が〇〇で、〇〇さんです。72 番が〇〇で、〇〇さんです。

こちらの 71 と 72 も、個人と県農業公社とで利用権設定後、〇〇さんと利用権を設定する見込みとなっております。

以上です。

議長

今、事務局のほうから利用権の設定について説明がありましたが、何かありますか。

事務局 1点、ページ3 ページのですね、借受人のところ、下段の5の71と72の借受人のところから、〇〇の番地だけが書かれてますが、こちら、農業公社のほうが、上の部分に農業公社が入ってきますのでよろしくおねがいします。

〇〇委員 経営面積のところでよね。  
再設定というのがのところ、経営面積が増えるんやけど、再設定で増えるように書いていいんですかね

議長 再設定やったら数字はいっしょやね。新規やったら増えるけど。

事務局 事務局のエクセルの表計算の入力ミスなので次からないようにいたします。

議長 なにかほかにないですかね。なければ承認を受けたいと思います。  
それでは、この、議案第4号利用権の設定について承認されますかた挙手願います。  
はい、挙手全員です。  
議案第4号につきましては承認されました。  
続きまして、議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで、事務局から説明をおねがいします。

事務局 資料の議案第5号をお願いします。  
番号1番で、〇〇さんで、冷凍機器の撤去及び改修工事、1棟ということで、上がってきております。  
1ページ目が、資金計画書となっております。  
3ページ目をお願いします。  
資金計画書その2ということで、表の下のほうに、資金計画というところがございます。  
〇〇の資金計画ということになっております。  
資金調達としましては、今回の申請の〇〇分が、今回借入申請分となります。  
そのほかのにつきましては、補助金という形で町単の補助申請を現在行っており、決定前という形になっている段階ということです。それから5ページをあけてもらおうと、借入金及び償還計画ということになっております。  
7ページが、今回の〇〇の見積書となっております。  
8ページからがカタログ  
11ページが納税証明書となっております。  
12ページ以降が、農業経営改善計画書の認定となっております。

議長 今、事務局のほうから借入金についての説明がありました。

事務局 14 ページが、農業経営改善計画ということで、この自体が令和 5 年度とった分です。  
で、敷地がですね 14 ページに、農業、農地及び農業生産施設ということで、宅地 15 アールということで 15 アールの工場ということになってます。右のほうに農業生産施設というところがあってですね。1,500 m<sup>2</sup>の工場で作ってるということです。

議長 補助金はまだ決定ではないわね

事務局 申請をしている段階だと思います。  
交付決定までいってるのかどうかということは。

議長 決定にならなかった場合が借入金は自己資金になるわけ。

事務局 もう自己資金になると思いますね。  
そうですね、交付決定がおきるまでは確実ではないんですけど補助対象になる機械とかどうかということは確認をしてるので、間違いはないと思います。

議長 間違いと思うけど、もし決定出来なかった場合、自己資金とそうなるわね。借入金が〇〇円になるのですね。  
はい、ほかに何かありましたら。

伊芸委員 これも未定を見ているんやったら、いかんがやない。

議長 いやいや、あくまでもその借入金に対しては〇〇が対象になって、決定でない場合は自己資金〇〇、こういうことにならね。多分なるとは思うんですが。  
あくまで承認するのはの借入金。  
ほかにないですかね。では承認をとりたいと思います  
承認されますかたの挙手をお願いします。  
はい。  
挙手全員です。  
議案第 5 号につきましては承認されました。

(午後 4 時 36 分終了)